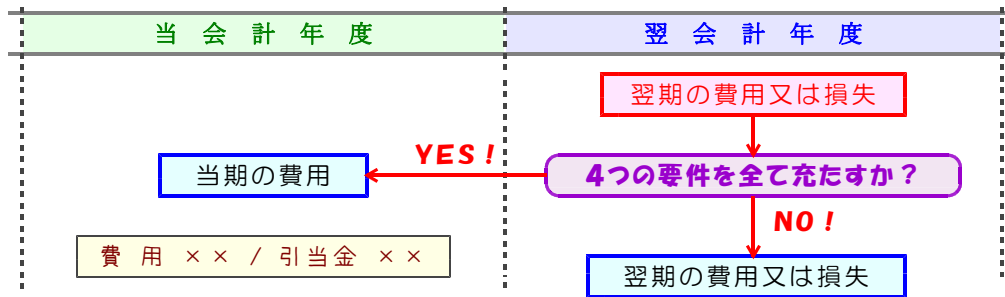


将来の費用又は損失を先取りするような形で、当期の費用とする場合に、その費用の相手勘定として計上されるのが引当金です。ただし、この費用は、自由に計上できるわけではなく、次の4つの要件を全て満たす必要があります。

- ① 将来の特定の費用又は損失であること
- ② その発生が当期以前の事象に起因していること
- ③ 発生の可能性が高いこと
- ④ その金額を合理的に見積もることができること

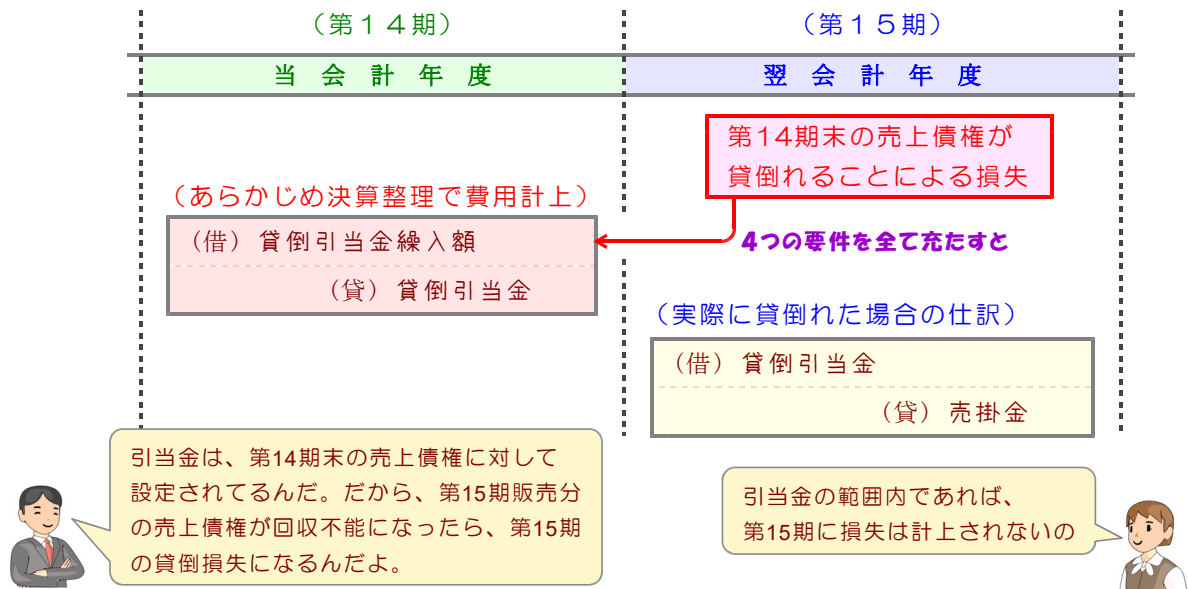
(引当金の計上イメージ)



1. 貸倒引当金（営業債権に係るもの）

翌期に売上債権が回収不能になって貸倒損失が生じるとしても、貸倒れた売上債権に係る収益は当期に計上されています。そこで、当期の収益に当該費用を対応させるべく、翌期に発生するであろう貸倒損失を見積もって、当期の費用とした場合に、その相手勘定として計上されるのが「貸倒引当金」です。

第14期末の売上債権が第15期の期中に貸倒れた場合



貸倒引当金の設定方法には、差額補充法と洗替法とがあり、問題文に必ず指示されます。差額補充法は、決算整理前の貸倒引当金残高と期末時点の要設定額の差額を繰入計上する方法です。

設例1 貸倒引当金の設定（差額補充法）

次の資料に基づいて、決算整理仕訳を行い、精算表（一部）を作成しなさい。

1. 決算整理前残高試算表の各勘定口座の残高

受取手形	60,000円	裏書手形	10,000円	貸倒引当金	300円
売掛金	25,000円	割引手形	20,000円		

2. 売上債権の期末残高（裏書手形及び割引手形を含めない。）に対し、2%の貸倒引当金を設定（差額補充法）する。

精 算 表

（単位：円）

勘定科目	決算整理前残高試算表		修正記入		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
受取手形	60,000						60,000	
売掛金	25,000						25,000	
裏書手形		10,000						10,000
割引手形		20,000						20,000
貸倒引当金		300						1,100
貸倒引当金繰入額								

期末売上債権に「裏書手形及び割引手形は含めない」とあるので、これらを控除する。

∴ 期末時点の貸倒引当金要設定額 = (60,000 + 25,000 - 10,000 - 20,000) × 2% = 1,100円



（決算整理仕訳）

(借方) 貸倒引当金繰入額	(貸方) 貸倒引当金
↓ 販売費及び一般管理費	↓ 営業債権の控除項目

貸借対照表			
受取手形	30,000		(注記) 受取手形裏書譲渡高 10,000円
貸倒引当金	600	29,400	受取手形割引譲渡高 20,000円
売掛金	25,000		
貸倒引当金	500	24,500	

貸倒引当金は資産の部に控除形式で記載します。
裏書手形、割引手形は注記が必要です。

仮に、決算整理前残高試算表の貸倒引当金の金額が2,000円であった場合には、期末時点の要設定額1,100円にまで減額する必要があります。



(借方) 貸倒引当金	(貸方) 貸倒引当金戻入益
------------	---------------

次に、洗替法による貸倒引当金の設定について学習します。洗替法では、決算整理前の貸倒引当金残高を全額取り消して、新たに期末時点の要設定額を全額繰り入れます。



設例2 貸倒引当金の設定（洗替法）

次の資料に基づいて、決算整理仕訳を行い、精算表（一部）を作成しなさい。

- 決算整理前残高試算表の各勘定口座の残高

受取手形	30,000円	手形裏書義務見返	10,000円	手形裏書義務	10,000円
売掛金	30,000円	手形割引義務見返	20,000円	手形割引義務	20,000円
仮受金	5,000円	貸倒引当金	300円		
- 売上債権の期末残高（裏書手形及び割引手形を含める。）に対し、2%の貸倒引当金を設定（洗替法）する。
- 仮受金の内容を調査したところ、売掛金の回収が未処理であったことが判明した。

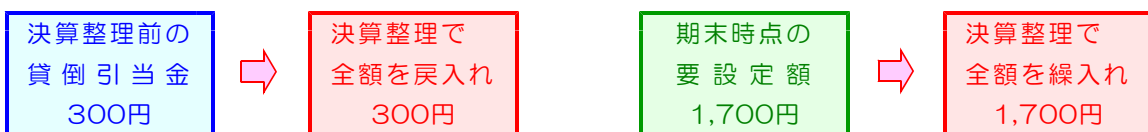
精 算 表

（単位：円）

勘定科目	決算整理前残高試算表		修正記入		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
受取手形	30,000							
売掛金	30,000							
手形裏書義務見返	10,000							
手形割引義務見返	20,000							
仮受金		5,000						
貸倒引当金		300						
手形裏書義務		10,000						
手形割引義務		20,000						
貸倒引当金繰入額								
貸倒引当金戻入益								

期末売上債権に「裏書手形及び割引手形は含める」とあるので、これらを加算する。また、仮受金が売掛金の回収額であったため、売掛金から控除する。

$$\therefore \text{期末に計上すべき貸倒引当金} = (30,000 + 30,000 + 10,000 + 20,000 - 5,000) \times 2\% = 1,700\text{円}$$

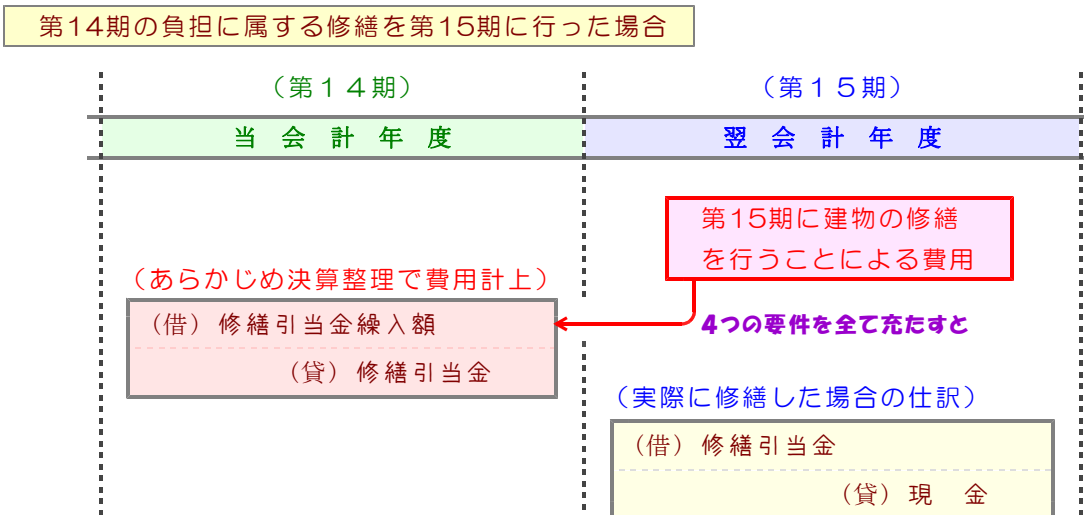


（決算整理仕訳）

(借方) 仮受金	5,000	(貸方) 売掛金	5,000
貸倒引当金	300	貸倒引当金戻入益	300
貸倒引当金繰入額	1,700	貸倒引当金	1,700

2. 修繕引当金

古い建物などは、現状を維持するために毎期継続して修繕を行っています。当期の修繕が何らかの理由で行われなかったとしても、将来にその分も含めて修繕を行うのであれば、当期の負担に属する金額は当期の費用とするのが合理的です。このような場合に、当期の費用の相手勘定として設定されるのが「修繕引当金」です。



設例3 修繕引当金

次の資料に基づいて、第14期の決算整理仕訳、及び第15期の期中仕訳を行いなさい。

1. 第14期末に、第15期の建物修繕費予算のうち、第14期負担分 800,000円を見積計上した。
2. 第15期に、建物の工事代金 2,000,000円を小切手を振り出して支払った。支払代金のうち、700,000円は耐用年数延長のための工事で、残額は、定期的に行われている修繕のための支出である。

(第14期末の決算整理仕訳)

1.	(借方) 修繕引当金繰入額	800,000	(貸方) 修繕引当金	800,000
	↓		↓	
	販売費及び一般管理費		流動負債	

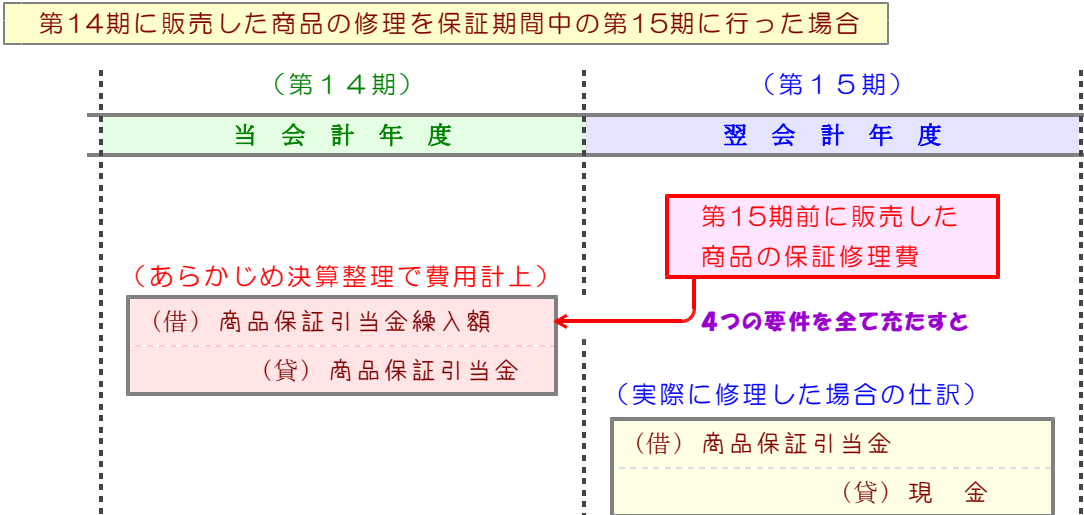
(第15期の期中仕訳)

2.	(借方)		(貸方)	

※ 耐用年数延長や性能の向上のための支出は、資本的支出として建物勘定で処理します。

3. 商品保証引当金

販売する商品に対して、一定の保証期間を設けて無償修理を行う場合があります。このような場合には、修理のための支出が翌期であっても、販売したのが当期であれば、その修理代も当期の費用とするのが合理的です。そこで、翌期に発生するであろう修理費を見積って、これを当期の費用とします。そしてこの費用の相手勘定となるのが「商品保証引当金」です。



無償修理に応じるのは保証期間中だけなので、保証期間経過後の商品保証引当金は取り消す必要があることに注意して下さい。

設例4 製品保証引当金

次の資料に基づいて、第14期の決算整理仕訳、及び第15期の期中仕訳を行いなさい。

1. 第14期末に、1年間の商品保証付きで販売した商品の修理費 80,000円を見積計上した。
2. 第15期において、第14期に販売した商品の無償修理のために 60,000円の現金を支出した。
3. 第15期において、第15期に販売した商品の無償修理のために 20,000円の現金を支出した。
4. 第15期末に、保証期間の終了した商品保証引当金 20,000円を適正に会計処理した。

(第14期末の決算整理仕訳)

1.	(借方) 商品保証引当金繰入額	80,000	(貸方) 商品保証引当金	80,000
	↓		↓	
	販売費及び一般管理費		流動負債又は固定負債	

(第15期の期中仕訳)

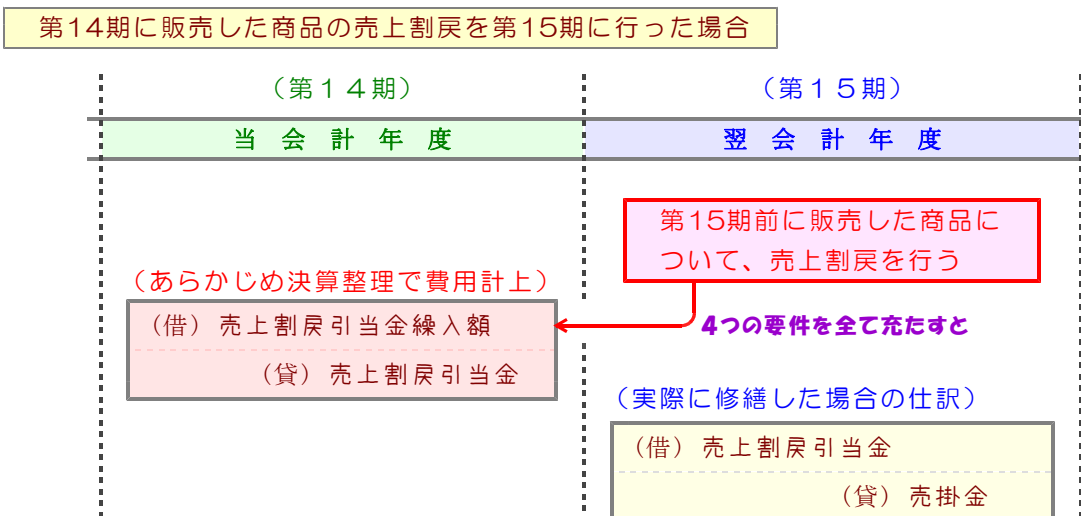
2.	(借方)		(貸方)	
3.				
4.				

4. 売上割戻引当金

売上割戻とは、一定期間中に一定額（又は一定量）以上の商品を購入してくれた得意先に対して、その販売金額（又は販売量）に応じて、販売代金を減免するという一種の値引きです。売上割戻の仕訳は、販売時の逆仕訳とするのが一般的です。

(借方) 売上	× × ×	(貸方) 売掛金	× × ×
---------	-------	----------	-------

売上割戻は、売掛金の一部免除という形で会社が負担するのが一般的ですが、翌期に行われる売上割戻の対象商品が当期中に販売されていたのであれば、その会社負担も当期に計上するのが合理的です。そこで、翌期に負担するであろう売上割戻を見積もって、当期の負担とするわけですが、その当期負担の相手勘定として計上されるのが「売上割戻引当金」です。



売上割戻引当金繰入額は、売上の控除項目とします。

設例5 売上割戻引当金

次の資料に基づいて、第14期の決算整理仕訳、及び第15期の期中仕訳を行いなさい。なお、売上割戻は、売掛金から控除することになっている。

1. 第14期末に、売上割戻引当金 80,000円を見積計上した。
2. 第15期において、第14期に販売した商品に対し、60,000円の売上割戻を行った。
3. 第15期において、第15期に販売した商品に対し、20,000円の売上割戻を行った。

(第14期末の決算整理仕訳)

1.	(借方) 売上割戻引当金繰入額	80,000	(貸方) 売上割戻引当金	80,000
----	-----------------	--------	--------------	--------



売上の控除項目



流動負債

(第15期の期中仕訳)

2.	(借方)	(貸方)	
3.			

5. 個別貸倒引当金

(1) 金銭債権については、貸倒れの要件を満たせば、貸倒損失とします。

貸倒れの要件 (税務上の規定のため、覚える必要はありません。)

① 法的債権の消滅	会社更生法による更生計画認可の決定による切捨 債権者集会の協議決定 債務超過の状態が継続し、かつ書面による債権免除があった場合
② 全額回収不能	事実上、回収不能となった場合 (担保物処分後)
③ 売掛債権の特例	取引停止後1年以上経過した場合 同一地区の債権よりも取立費用が多い場合

例) 仕入先であるP社は、会社更生法による更生計画認可の決定を受けたため、P社に差し入っていた営業保証金 (貸倒引当金の設定対象外) 100,000円について貸倒処理をした。

(借) 貸倒損失	100,000	(貸) 営業保証金	100,000
----------	---------	-----------	---------

(2) 不良債権については、個別貸倒引当金の設定要件を満たせば、これを繰り入れます。

個別貸倒引当金の設定要件と繰入限度額 (税務上の規定のため、覚える必要はありません。)

設 定 要 件	繰 入 限 度 額
① 会社更生法による更生手続開始の 申し立てがあった場合など	(個別評価金銭債権 - 取立等見込額) × 50%
② 手形交換所の取引停止処分	
債権者集会の協議により、年賦償還 されることが決定された場合など	5年内弁済予定額 - 担保されている金額
① 債務超過が継続し、好転の見通しなし ② 災害等により多大な損害が生じた場合	回収不能と認められる金額

例) Q社は債務超過が継続し、好転の見込みがないため、Q社への長期貸付金 100,000円につき、その回収不能額を50%と見積もって貸倒引当金を設定する。

(借) 個別貸倒引当金繰入額	50,000	(貸) 個別貸倒引当金	50,000
----------------	--------	-------------	--------

(注) 貸付金は営業外の債権にあたるため、その貸倒引当金繰入額は、「営業外費用」とされます。また、ここでは、「個別貸倒引当金」としていますが、表示上は「貸倒引当金」となります。

(3) 貸倒損失、個別貸倒引当金の設定対象とならなかった売掛金、受取手形、貸付金等の一括評価金銭債権に対して、一括貸倒引当金を繰り入れます。

例) 期末の売掛金残高 100,000円につき、2%の貸倒引当金を設定する。

(借) 一括貸倒引当金繰入額	2,000	(貸) 一括貸倒引当金	2,000
----------------	-------	-------------	-------

(注) 売掛金は営業上の債権にあたるため、その貸倒引当金繰入額は、「営業費」とされます。また、ここでは、「一括貸倒引当金」としていますが、表示上は「貸倒引当金」となります。

(4) 財務諸表上の表示

B/S			P/L	
I 流動資産			III 販売費及び一般管理費	
売掛金	100,000		貸倒引当金繰入	2,000
貸倒引当金	<u>△ 2,000</u>	98,000	V 営業外費用	
II 固定資産			貸倒引当金繰入	50,000
長期貸付金	100,000		VII 特別損失	
貸倒引当金	<u>△ 50,000</u>	50,000	貸倒損失	100,000

6. その他の引当金

6-1 退職給付引当金

将来、支払うことになる退職給付のうち、当期に負担させるべき費用を計上した場合の貸方科目が「退職給付引当金」です。

- ① 決算において、退職給付引当金の当期繰入額 800,000円を計上した。

(借) 退職給付引当金繰入額	800,000	(貸) 退職給付引当金	800,000
----------------	---------	-------------	---------

- ② 従業員が退職したため、退職金 500,000円を小切手を振り出して支払った。

(借) 退職給付引当金	500,000	(貸) 当座預金	500,000
-------------	---------	----------	---------

6-2 賞与引当金

- ① ×4年3月末の決算において、翌期6月に支給する賞与 600,000円（12月～5月分）の×4年3月期に負担させるべき費用 400,000円（12月～3月分）を計上した。

(借) 賞与引当金繰入額	400,000	(貸) 賞与引当金	400,000
--------------	---------	-----------	---------

- ② ×4年6月に賞与 600,000円（12月～5月分）を小切手を振り出して支払った。

(借) 賞与引当金	400,000	(貸) 当座預金	600,000
賞与手当	200,000		

×4年6月支払額のうち、×3年12月～×4年3月分は賞与引当金を充当し、×4年4月～5月分は×5年3月期の費用として処理している。

6-3 返品調整引当金

- ① CD制作業を営むR社は、期末売掛金 4,000,000円の2%に相当する金額の返品調整引当金を繰入れた（2% = 返品率5% × 売上総利益率40%）。

(借) 返品調整引当金繰入額	80,000	(貸) 返品調整引当金	80,000
----------------	--------	-------------	--------

翌期の返品による利益の減少を当期中に見積計上するため、繰入額は売上総利益から控除して表示する。

- ② 掛け販売したCD 200,000円（原価120,000円）が返品された。

(借) 仕入	120,000	(貸) 売掛金	200,000
返品調整引当金	80,000		